

第3期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第1回）

1 日 時

平成30年11月30日（金） 午前9時30分から正午まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 25階 104会議室

3 出席者

森田会長、宇田会長職務代理者、森山委員、金子委員、仁田山委員、西尾委員、太田委員（代理：古郷）、中崎委員、坂田委員、森委員、梅原委員、大字委員、臼倉委員、清水委員、奥村委員（代理：吉田）、浅見委員、池本委員、長田委員、平尾委員、石川委員、永見委員、下田委員（22人）

※ 欠席委員：谷田委員、小林委員、朝日委員、味形委員、正木委員（5人）

4 事務局参加者

教育庁 : 中井教育長（挨拶後退席）
石田 指導部指導企画課長
渡辺 指導部主任指導主事
青少年・治安対策本部 : 堀江 総合対策部青少年担当課長
生活文化局 : 野口 私学部私学行政課長

5 会議記録

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

皆様、おはようございます。私は本日の進行を務めます、東京都教育庁指導部主任指導主事の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は東京都いじめ問題対策連絡協議会の全委員、27名のうち、現在22名の委員の方の御出席を予定しております。現在、こちらに向かわれている方もおりますが、会議を進めていきたいと思っております。

また、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第6条で定められております、定足数に達しております。それではただ今から、第3期東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を開会いたします。

初めに、東京都教育委員会教育長、中井敬三より御挨拶申し上げます。

【中井教育長】

皆様、おはようございます。東京都教育委員会教育長の中井でございます。皆様には公私共に大変御多用の中、第3期東京都いじめ問題対策連絡協議会委員をお受けいただきましたこと、まずもって深く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、それから5年余りが過ぎたわけでございます。また、平成26年7月には東京都いじめ防止対策推進条例が施行され、それから4年余りが経過いたしております。この間、東京都内の公立及び私立学校では、この法律や条例に基づきまして策定されました、東京都いじめ防止対策推進基本方針を踏まえ、いじめは子供の生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立って、いじめ防止の対策を推進してまいりました。

現在、全ての学校において、学校いじめ防止基本方針が策定されておりますとともに、学校いじめ対策委員会等の組織が設置され、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに具体的な取組が行われているところでございます。先月公表されました、文部科学省による、いわゆる問題行動・不登校等調査においても、いじめの認知件数は全国的に増加しており、軽微ないじめも積極的に認知して、解消に導いていこうという各地域、各学校の取組の変化が伺えるところでございます。

しかしながら、いじめにより重大な事態に至ってしまうという事例に関する報道が後を絶たないというのも、現実でございます。学校は、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得る問題と捉え、法の定義に基づきまして、いじめを見逃さずに認知するとともに、その情報を保護者、地域、関係機関等の中で共有

し、適切に連携して対応することが不可欠でございます。

また、今後の課題として、子供たちが様々な困難、ストレスで対処する方法を身に付けるといったことや、子供たち自身がいじめについて自ら考え、行動できるようにするための取組といったものを推進していくことも必要と考えております。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に保護者、地域の方々、関係する機関や団体の皆様などと協力し、社会全体の力を結集して、いじめ防止の取組を推進しなければならないと考えます。そのための方策につきまして、委員の皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚たんのない御意見をいただければと願っているところでございます。

東京都といたしましては、引き続き、全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向け、全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます次第でございます。

私からは以上でございます。よろしく願い申し上げます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

教育長につきましては公務のため、ここで退席をさせていただきます。

【中井教育長】

どうぞよろしく願い申し上げます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

続きまして本連絡協議会の委員の方々の紹介でございます。本来ならばお一人、お一人から御紹介をいただきたいところですが、時間の都合上、お手元の資料1、委員名簿をもちまして紹介に代えさせていただきますと存じます。

また委嘱状、発令通知につきましては、各委員の皆様方の机上に配布しております。これをもって交付と代えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは続きまして、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則につきまして、東京都教育庁指導部指導企画課長、石田周から御説明いたします。

【事務局（石田指導企画課長）】

それでは、私から東京都いじめ問題対策連絡協議会規則について、その要点を御説明申し上げます。資料2をお願い申し上げます。

全8条の趣旨については、この規則は東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。第2条の所掌事項についてでございますが、次の3点の事項について協議するとしております。第1は、都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、第2は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項、第3は、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項、以上の3点でございます。

第4条の委員の任期についてでございますが、2年といたしております。第3期の任期は平成30年8月1日から2年後の7月31日までとなっております。第5条の会長については、「協議会に会長を置き、委員の互選によって定めること。会長は協議会を代表し、会務を総理すること。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すること。」とされています。第6条の会議及び議事につきましては、「協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決すること。」となっております。

本規則についての説明は以上でございます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

続きまして、ただ今、御説明申し上げました規則に基づき、会長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたか御推薦を頂きたいと存じます。いかがでしょうか。

【白倉委員】

東京都中学校長会代表の、葛飾区立常盤中学校校長、白倉と申します。

いじめ問題をはじめ、児童・生徒の健全育成対策の専門家であり、文部科学省のいじめ防止対策協議会の座長でいらっしゃいます大阪市立大学名誉教授の森田洋司委員に、引き続き会長をお願いしたいと存じます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ただ今、臼倉委員から森田委員を会長に推薦したいとの御発言がございました。皆様にお諮りをいたします。森田委員を本連絡協議会の会長に選出することにつきまして、御意見等はございますか。

それでは、森田委員を会長に選出することに御了承いただける方は拍手をお願いいたします。

（拍手）

ありがとうございます。委員の皆様の御了承を頂きましたので、森田洋司委員が本連絡協議会の会長に選出されました。森田委員には会長の席に御移動いただきしたいと思います。それでは早速ではございますが、森田洋司会長から御挨拶を頂きます。

【森田会長】

改めまして、皆さんおはようございます。ただ今、御指名を頂きました森田でございます。第2期から第3期となります。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

簡単に少し私の感想を最初に述べさせていただきます。

いじめ防止対策推進法が制定され、交付されました。実施されてから5年余りでございます。この間、今日まで大きく二つのフェーズがあったと思っています。

第1のフェーズというのはステージでございますが、御存じのように、先ほど教育長から御挨拶がありました。全国的にいじめの認知率が非常に上がってまいりました。この第1フェーズの大きな課題というのは、やはりいじめの法律がもっております定義、これの周知徹底、そして認知率です。

この認知率とは非常に大事なものでございまして、いじめの対策のスタートライン、これがなければ何も始まらないというものでございます。ここを引き上げていくということが大事なところでございまして、正確な定義と認知率の向上という、周知徹底というところにウエイトを置く訳です。そして、御存じのように全国的に成果が上がってまいります。

第2ステージというのは、法律で義務付けられました、各学校の基本方針、それからそれぞれ各学校に置かれております、対策組織、これはもちろん、義務付けられておりますので、全ての学校はもっております。しかし、その内実がまだまだ十分整備が整っていない状況もございまして。生徒に伝え、仕組みができたけれども、そこに魂をどう入れていくかというところ。当然、基本方針、組織でございまして、単に起こったもの、対応だけではなく、未然防止、あるいはいじめが起らないように子供をどう育成していくのか。そのような開発といいますか、成長の開発というところも含めた未然防止法でございまして。そのようなところにウエイトを置きながら、内実を整えていくという段階が、この第2フェーズに入っていると思っています。

ここに御在席の方々、関係機関の方々、団体の方々がそろっていらっしゃいます。これは学校のみでできることではございません。皆さん方の御協力があるの、その内実の整え方になってくるだろうと思っています。その点、皆さん方、本日も忌憚のない御意見をいただきまして、第2フェーズを更に充実させていく方向へ御協力いただきたいと思っています。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。

続きまして規則に基づき、会長の職務を代理するものを1名御指名いただきたく存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

【森田会長】

それでは、会長職務代理者として本連絡協議会の庶務を担当しておられます、東京都教育庁指導部の指導部長である、宇田剛委員を指名したいと思います。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ただ今、会長から本連絡協議会の会長職務代理者として、宇田剛委員が指名されました。

宇田委員は会長職務代理者の席に御移動ください。それでは、宇田剛会長職務代理者から御挨拶をいただきます。

【宇田会長職務代理者】

皆さん、おはようございます。ただ今、森田会長から、会長職務代理者の指名をいただきました、宇田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、これより協議に入ります。協議の進行は森田会長にお願ひいたします。

【森田会長】

それでは協議を行います。皆さん、進行に御協力くださいますよう、お願ひいたします。

初めに事務局から、改めて東京都におけるいじめ防止等の対策について御説明いただきます。よろしくお願ひします。

【事務局（石田指導企画課長）】

指導企画課長の石田でございます。それでは、私から東京都におけるいじめ防止等の対策の対応の概要について御説明を申し上げます。

初めに、都の施策の体系について、東京都、学校の設置者、公立、私立の学校に関わる取組を中心に御説明を申し上げます。

お手元にご配布申し上げております、赤い表紙「いじめ総合対策第2次上巻」、恐縮ですが、その後ろ140ページをお開きいただくようお願い申し上げます。横になっているところがございます。140ページ、資料左上でございます。平成25年9月に施行されました、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、東京都はいじめの防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考え、資料中央にあるとおり、平成26年7月に条例を制定いたしました。本書138ページを御覧ください。

資料左側に法、右側に条例と、その関係を示しております。条例の9条には、東京都いじめ防止対策推進法、推進基本方針の策定。第10条には、本連絡協議会の設置。第11条には、教育委員会の附属機関としての、いじめ問題対策委員会の設置。そして、12条には知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる、東京都いじめ問題調査委員会が規定されております。

恐縮ですが、140ページにお戻りください。資料中央下にあるとおり、条例9条の規定に基づき、条例と同時に基本方針が策定されております。そこにはいじめ問題への基本的な考え方として、「いじめを生まない、許さない学校づくり」、「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促すこと」、「教員の指導力の向上と組織的対応」、「保護者、市、関係機関と連携し取組」が掲げられております。これらの条例や規則、組織等の整備により、東京都においてはいじめ問題に対する、重層的な責任体制が整備されていると考えております。

続きまして、都教育委員会の取組について、でございます。

都教育委員会では、この4方針を基に、平成26年7月、都内の全ての公立学校を対象として学校における具体的な取組を示した、いじめ総合対策を策定し、より実効的な取組を推進してきました。今、御覧いただいております、いじめ総合対策第2次では、その改訂版に当たるものと位置付けまして、平成29年2月に策定されたものでございます。続きまして、資料3を御覧ください。本年、7月には条例第11条に基づく、第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から、都内公立学校における、いじめ総合対策第2次の取組状況の検証、評価等について答申を頂いたところでございます。この答申では、資料3の成果の上の二つのボックスにございますとおり、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした、組織的対応等を推進することを通して多くのいじめを解消に導いてきたことについて、評価をいただきました。

その一方で、資料3、右に記載されておりますが、改善の方向性の4点目、様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付けるための教育や、5点目の日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して、多様性や互いの良さを認め合う態度の育成。6点目の保護者や関係機関等との信頼関係に基づく効果的な連携によって、いじめの解決を図ることなどは、今後、更に取組の改善を図っていく必要があるとの御指摘を頂いたところでございます。それらの中から、本日はお時間をいただきまして、今年度、都教育委員会が重点を置いて取り組んでいる施策について、その一端を御紹介させていただきます。

資料3の4点目、様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付けるための教育。これSOSの出し方に関する教育の推進でございます。恐縮ですが、資料5を御覧ください。

自殺対策基本法の一部改正や、自殺総合対策大綱の閣議決定等を受けまして、学校における自殺予防教

育を推進するため、都教育委員会ではSOSの出し方に関する教育を推進するよう、指導資料「自分を大切にしよう」を作成し、本年2月に都内全公立学校に配布いたしました。

平成30年度は都内全ての公立学校の校長を対象とした自殺予防連絡会等で、本DVD教材を活用した授業の実施等に周知するなどして、SOSの出し方に関する教育が学校の実態に応じて取り組まれていくように徹底を図っているところでございます。このSOSの出し方に関する教育は、自殺対策のみならず、いじめや不登校等の未然防止、あるいは早期発見にもつながる取組だと考えております。

それでは、ここでお時間を8分ほどいただきまして、本DVD教材の一部、これは後半部分になるわけですが、御覧いただきたいと思っております。用意をお願いいたします。

私より向かって右手にスクリーンを御用意しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、お願いいたします。

(DVD再生)

【事務局（石田指導企画課長）】

ありがとうございました。この最後の歌ですけれども、内閣府の「いのちを支えるプロジェクト」のキャンペーンソングとなっております。このDVDは都内公立学校全ての学校に配っております。また、東京都教育委員会のホームページにも掲載しております。どなた様も見られるようになっております。こうした、いじめ防止等に係る取組を、より実効性のある対策に高めるためには、これまで以上に学校と保護者、地域の皆様、関係機関の方々との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えております。

本日は委員各位、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【森田会長】

どうもありがとうございました。それでは次第に沿いまして、続きまして委員の皆様による協議を行いたいと思っております。

本日は大きく2点について皆様から御意見を頂き、話し合いを深めて参りたいと考えております。

1点目は都、区市町村、また学校における、いじめ防止等の現状と課題についてでございます。本日は新たなメンバーによる、第1回目の会議でございますので、各委員の皆様から、いじめ防止対策推進法施行から5年以上が経過した、現在の取組の状況について御紹介いただきたいと思います。と思っております。

まずは学校のお立場から、特に関係の機関や団体との連携の実態に触れながらお話いただけますと、2点目の協議議題の内容にもつながるのではないかと考えております。是非、成果が上がった取組だけではなく、推進上の課題についても、これは非常に大事なことでございますから、率直にお伝えいただけますと、様々なことがそこからくみ取れると思っておりますので、ありがたいと思っております。

今日は御発表も多いので、お一人方、3分程度でお話を進めていただければ非常に助かりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、まず取組事例の最初、世田谷区立山野小学校長、大字委員からお願いいたします。

【大字委員】

それでは、東京都公立小学校長会を代表してまいりました、世田谷区立山野小学校の大字でございます。

東京都の小学校長会では、組織の中に健全育成委員会を設けて、毎年、いじめ問題の対応についての調査を行っております。近年は小学生の携帯やスマートフォンの所持率が年々増加していることから、情報モラルに関する取組を追加して、このことも毎年、調査をかけてございます。その中で本日は、課題になるところを何点かお話をと思っております。

まず、いじめを見逃さないという点に関して言うと、教職員や児童への取組は学校としてかなり進んできています。これは結果からもはっきりしているのですが、保護者に向けての取組が、やはり学校は弱い。ここをしっかりとしていかなければならないという、校長の意見が数多く寄せられてございます。

もう一点、いじめの未然防止、早期発見のために、児童や保護者、地域の方々がいじめを訴えやすい環境を作るということで、一生懸命取り組んできているところです。例えば、ふれあい月間、スクールカウンセラーとの面接といったことについてはかなり定着をして、どの学校でもしっかりと進めてございます。

が、やはりなかなか地域の方や保護者の方から学校に、非常に壁が低く相談にというところに至っていない。そこをもっと相談しやすい学校はということを訴えていく必要があると、多くの校長が感じているところです。携帯電話やスマートフォンに関しましては、SNS 学校ルールの作成等、いろいろな資料を多くの学校で行い、どの学校でもそれがきちんと形になり、保護者にも配られているのですけれども、それが実際に内実として実現できているのかどうか。ルールとしては、紙では出ているのですけれども、それが本当に子供に守られているか、各家庭でそれが実現できているかというところに対して、もっとしっかりと子供や家庭と話し合っていく必要があるだろうという課題が出てございます。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、葛飾区立常盤中学校長、臼倉委員、よろしく申し上げます。

【臼倉委員】

中学校長会を代表しております、葛飾区立常盤中学校長の臼倉でございます。

中学校長会としましては、生徒指導部という部を設けまして、毎年、生徒の健全育成に関する調査、研究、情報共有をしております。その中で、いじめに関しても全校長にアンケート調査をして、実態、対策等の情報収集をして、それを情報共有、また課題の整理ということで行っているところです。

昨年度は、このアンケート調査は諸般の事情で行われなかったのですが、それまでは行われておりました。また今年度も行われました。それについて簡単に御紹介をしたいと思います。

まず、いじめの発生状況についてですが、一部にはあったが現在解決している、また発生を繰り返すが、その都度、解決している等あるのですが、いずれにしても 90%近くの学校がいじめの認知をしている状況でございます。その中でいじめの解決になかなか至らなくて、対応中であるというのは、やはり 10%近くということで、それぞれの学校で苦慮している様子が伺えます。

また、いじめ防止対策推進法の施行から 3 年たっているのですが、その中で学校の実情に応じた具体的な基本的施策を更に充実させる必要になるものは何だろうかということでお聞きしたところ、相談体制の整備というのが前回調査から 6%上昇している実態があります。

また、インターネットを通じて行われる、いじめに対する対策の推進というのが 10 ポイント上昇しています。やはり SNS 絡み、インターネットに関わるいじめの対策というのが、非常に各学校での課題だということで、受け止めていることでございます。

また、未然防止についての取組で効果のあるものということで、一番多かったのは、いじめを許さないという雰囲気醸成で、そこが一番大事だろうということ。そして、いじめに関するアンケートの実施。このようなことで実態把握、また抑止力をもっていくことが、効果があるのではないかとということがございました。特に、このいじめのアンケートの実施というのが、前回調査から 6 ポイント上昇しているということで、未然防止に効果的だと考えている学校が増えているというところがございます。

中学校では、東京都教育委員会の施策により、スクールカウンセラーによる 1 年生の全員面接というのをしております。そのところ、子供たちがカウンセラーへのハードルが低くなっているということで、カウンセラーへの相談もしやすくなっている、また保護者の相談率も徐々に上がっていると考えている校長が多くあります。

また、中学校の今後の大きな課題としましては、いじめの定義、まだ、古い定義を意識している教員がいるのも事実でございます。そのところを改めて、今の定義を徹底していくというのが、我々にとっての大きな課題であると考えております。私からは以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは、続きまして東京都立小石川中等教育学校長、梅原委員、お願いいたします。

【梅原委員】

公立高等学校長協会を代表して参加しております、小石川中等教育学校校長の梅原と申します。よろしく申し上げます。

高等学校の状況に関しましても、今、小学校、中学校からの報告とほぼ同じような状況はあります。最初にありました、関係機関との連携ということで申し上げますと、当然、学校いじめ対策委員会であるとか、学校サポートチームの中に P T A の方であったり、地域の方、警察関係者といった方にも参加してい

ただ、いじめを外部の目から見て指導していただくという形は取っているところです。ただ、課題というところと言うと、先ほどの中学校以上に、これは発達段階によるということがあるのかもしれないのですけれども、いじめ発見のためのアンケートを年3回実施しているわけですけれども、やはり生徒は毎学期取られるので、ある意味、またかというような捉え方をする生徒がいます。正直なところ、一時は、認知件数は増えてきたのですけれども、だんだん減ってきている。減っていることがいいのではなくて、軽微なものとかも見つけ出して、それに対応するというのが大事なわけですけれども、そこができなくなってきていることが課題ではないかと思われまます。したがって、そのようなものが出てこないということは、学校サポートチームで対応するという件数も減ってくる訳ですので、そのようなところがむしろ課題かもしれません。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、鷗友学園女子中学・高等学校理事長、清水委員、よろしくお願ひします。

【清水委員】

おはようございます。私は世田谷区にございます、鷗友学園女子中学・高等学校という私立の女子高の理事長をしております。多分、私学の代表として出ているのかとは思っておりますが、私立学校全体として集計を頻繁に取ったり、定期的にとり取ったりということがございませぬので、その辺は御了承いただきたいと思ひます。ただ、一般財団法人東京私立中学・高等学校協会という法人がございませぬが、その傘下に、東京私学教育研究所というのがございませぬ。この研究所では、私立学校の先生方に対する研修をやっているのございませぬけれども、その中に生徒指導委員会や生き方教育委員会、学校教育相談委員会などが立ち上がってございませぬして、数年にわたって私学の教員を対象にして研修を行っているというところのございませぬ。一応、最初は会長さんからもお話をされませぬしたように、基本的には二つのアプローチがあると認識してございませぬ。一つ目が今までございませぬ、対処療法的な対応です。起こった時や、あるいは起きそうな気配を感じた時の対応ということで、これは今までもずっと語られてございませぬるので、割愛させていたございませぬこうと思ひます。

2番目は生徒の成長といった側面からのアプローチは欠かせないものだと思ひます。特に私立学校の場合は、全人教育や人格教育というのがかなり前面に出る教育を行ってございませぬし、また未来に対する視点を持たせるといふアプローチがかなりあるからだと思ひます。特に女子高の場合は、資料にもあるかと思ひますのございませぬけれども、いわゆる中1ギャップという呼ばれ方をされてございませぬ。そのギャップがいじめに即つながるわけではないのございませぬけれども、例えば授業の終わる頃に女の子は何を考へているかという、誰とトイレに行こうかと考へているわけです。つまり、友達関係のウェイトが非常に大きくて、それがバランスを崩すといじめにつながったりもいたございませぬ。このような背景を考へて、例えば私の学校では、中学校1年生は、しばらくの間、週に2回席替えをします。これは少し大変そうに思ひますのございませぬけれども、先生方は意外と慣れてございませぬして、ジャンジャンやりませぬ。実は席替えだけではなく、掃除当番でも意外に盲点になってございませぬして、掃除当番グループを作ると、それが1年間続いたりすると、そこでもトラブルが見え隠れするといふか、そのようなことがあるのございませぬので、掃除当番もシャッフルを頻繁に行ひませぬ。何が言いたいかといふと、誰とでも友達になり得る、話し掛けることができるといふのから、中学校1年生の教育といふか、それからスタートします。基本的には、人と共に生きるのだといふことを、身をもって体験させるようなことから意識的にやっているといふことです。今度の学習指導要領の改訂もそうすけれども、主体的に多様な人たちと協同してもらおうといふ大前提があっても、これがお題目にならないようにするためには、今のようなごく自然なアプローチを相当やらないといへないのではないかと思ひます。また、どうしても未来に対する不安や見えなさとかが、実は他者への攻撃につながるということも経験則として持っていますので、キャリア教育と学校教育をうまく融合させる重要性といふのを、本当に最近はずっと感じてございませぬるところのございませぬ。

もう一つは、やはりネットの問題は相当大きな問題だと認識してございませぬけれども、今もそうすけれども、これからはスマホなどの機材を自由にこなせなければ、このグローバル社会では多分、対応できない訳です。いろいろ問題があるから、スマホ禁止と簡単には言えないところがあります。本校ではいわゆるBYOD、Bring your own deviceと言ひますけれども、この考へ方で高校1年生からは校内での使用は自由です。授業中、放課後も自由に使うことができます。このタイミングでどうしてそうなつたのかと

言いますと、御存じのように JAPAN e-Portfolio の問題が大学入試のときに、あと 3 年後に迫っているのです。自分で調査書の中身のある程度、3 年間かけて作っておかないと、大学があなたの調査書をパソコン上で落として流してくださいと言われたときに、高校 1 年生まで記憶を遡ってやることはほとんど不可能になります。自分たちで自分はどうのような視点でどのような勉強をして、どのような成果があり、どのようなことがあったかを常時入力していなければ、3 年後の大学入試に間に合わないという状態になっています。

もちろん、3 年後に全ての大学がそうなるということは多分ないと思っていますけれども、いずれなることは明らか。そうすると高校 1 年生ぐらいから自由に使えるような環境になっていないとならないのです。私たちとしては、いわゆるスマートフォン系のものは、鉛筆、消しゴムと同じ文房具だという認識をしております。文房具を使わないとできないようなことが、これからかなり増えるということです。

ただ、残念なことにこの文房具はいろいろな使い方ができてしまいます。そうすると価値判断もしっかりとしていない、申し訳ないけれども、中学校 1 年生に自由だということは、怖くてできていません。中学校 1、2、3 年間でかなり指導をし、高校 1 年生から自由に使ってよい。うちの学校では、高校生になったら学校でスマホを使えるとなっています。今のところ、ほぼ問題がないところを見ると、やはりこの形をしばらくしなければならぬかと思っています。私個人は中 1 から使わせたいと思っています。しかし、まだ無理かなという状況でございます。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それぞれ学校から取り組む現状、課題等、示唆に富むお話をいただきました。

この取組についてお聞きになられまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。少し協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

なければ、少し私から補足でございますが、お話をさせていただきたいと思います。

先ほど、白倉委員からいじめの現状について、なかなか解決しないものが 1 割ぐらいあり、継続して支援中だという数字が出てきて、これは全国的にそのような傾向がございます。昨年度よりはカテゴリーが少し、問題行動等調査で変わり、3 択が 2 択になり、その他が 3 択目に入ってしまったという傾向です。いじめという現象の解決、解消をどのように見るかというのはいろいろと御意見がございましょうが、文部科学省でも基本方針を改訂いたしまして、そこで三か月の目安にしなから、解消を図っていく。本人等々の気持ちも確かめた上でやっていくわけですが、そもそも解消とは、私は 2 段階あると考えています。1 つ目は救済というところ。これはいじめの場面から当人を救い出し、その後、起こらないように再発防止をしながら、いじめの場面から救い出す、救済というプロセス。今の文部科学省の基本方針の改訂版で、一応、解消と見なすのは、この救済の段階です。

あと、引き続いて救済だけではなく、本来の解消に向けた取組がその後、あるわけ。当然、再発防止はずっとやっていかなければならないので、先ほどの基本方針の三か月を目安とするというのは、ある意味ではモニター期間の区切りだと考えていただきたい。いじめというのは、御存じのように再発はどうしても避けられない事態でございますので、いったん救い出したとしても、その後の解消に向けた取組がなければならない。そのところは、例えば加害者の行動変容があったり、あるいは被害者と加害者の関係を修復したり、あるいは学級や学校の落ち着きを取り戻したり、あるいはいじめでございますので、傷が心につきます。心についた傷、ひどい場合はトラウマになって残りますが、そのようなものを回復させていき、本来の自分を取り戻していくような修復過程が重要になってまいります。だから、指導計画として今の救済があります。解消したから行政的に解消として届出ますが、本来は継続して支援していくというのが、いじめ本来の指導の在り方といいますか、対応の在り方だろうと思っています。したがって、その後の修復過程を見込んだ指導計画というのを、やはり解消というものと同時に実施していただくと、被害者本人だけではなく加害側も、あるいは学級も、学校の落ち着きも安定した状態に皆さん方が協力しながらやっていくという体制が出来上がっていくと思っています。

その辺のところを少し、いかにもいじめの解決、解消というのは救済段階でパッと切りますので、誤解が起りやすいところ。是非とも学校あるいは関係機関の方々には御協力をいただかなければなりませんので、そのようなところでは御注意を頂きながら、解消というものを捉えていただけたら。行政的には、問題行動等調査のところで、救済の段階で挙げていただくという措置をとっていただくというプロセスで進めていただければと思っています。これは文部科学省の改正の基本方針の中でもいろいろと議

論をされた点でございますので、その点を御留意いただければと思います。

私ばかりしゃべってはいけませんから、他に御意見はございますか。

【池本委員】

東京都公立高等学校PTA連合会の池本と申します。1点質問です。

大字先生が先ほど御発言されました、保護者への取組が弱いというのは、私たち、高校の連合会は都全域ですので、非常に保護者との連携は距離感を感じているのですが、小中に関して言うと地域性で、かなり密着したつながりをもっているのではないかと感じております。

これに関して、やはり保護者がなかなか学校に興味を示されていないということでしょうか。

【大字委員】

多分、校長や教員の感覚の問題で、子供や教育に対する指導は相当やっている。日常的に、当たり前のようにやっているし、計画的に、例えば道徳の時間でいじめを定期的に取り上げるとか、何とか週間を作ってやっている。それでやっているというのがあるのですけれども、相対的にそれに比べると、まだまだ保護者への働き掛けが弱いのではないかとこのところだと思うのです。もっと保護者に理解を得たいというか、もっと保護者と一緒になってやっていきたい。それにはもっと距離を縮めなければならないと、相対的な感覚になるのかなと思っています。それが努力目標のようなものになっているのかなと。

【森田会長】

よろしいですか。

【池本委員】

安心しました。学校が保護者に対してアプローチをしていただけるということは非常に良いことですので、今後とも是非お願いしたいと思います。

【森田会長】

ありがとうございます。他にございますか。

それでは続きまして、取組事例等の2番目のグループへ行かせていただきます。まず、最初、千代田区教育委員会教育長、坂田委員からお願いいたします。

【坂田委員】

おはようございます。私は特別区の教育委員会代表ということで参っておりますが、特別区全体を見渡すということはまだできておりませんので、千代田区ということでのお話になるかと思います。

現状について言いますと、やはり私ども千代田区は学校の数も少ないし、生徒数も比較的少ないです。

まず、いじめ発見においては、やはり本人、保護者からの訴えということが第一に多く、その傾向は明らかでございます。学級担任が発見をすることももちろん、あります。その中身としては冷やかしかであるとか、からかいであるというところからどうも我慢をしているというか、そのような内容になっております。次、取組についてです。これは法、そして条例ができてからは、庁、教育委員会、学校、それぞれ基幹的な組織がきちんとできております。とりわけいじめの未然防止については、心の教育のコーディネーターの派遣、スクールカウンセラーの派遣、これは私の方では区費でもスクールカウンセラーを雇い、学校へ派遣をしたりしていますし、スクールソーシャルワーカーの派遣、学校生活アンケートの実施等々を行って、未然防止という対応をしておるところです。早期発見、早期対応といたしましては、いじめ・悩み相談レター、電話での対応、あるいはスクールライフサポーターと言いまして、地域の人材を学校の中に入れて、学校生活の中で子供たちが大人と接する機会を作ろうということで、スクールライフサポーターの派遣等もしております。そのようにして未然防止、そして早期発見ということに対応をしております。

最後に課題についてです。やはりこれは、私も昨年度は22件という認知件数をもっているのですが、これが多いのか、少ないのかは分かりません。認知漏れをまずなくすということでは、細目に子供たちの様子を見ていくということがまず大事だろうということで、先生方への研修、組織的、計画的に進めていくということを考えております。そのことは一つ、今もって課題でありますし、解消率の向上ということにつきましては、今、会長さんからお話がございましたように、まずは救済ということと、そのモニターというか、その後の経過を見るということで、大事に丁寧に見守っていこうということになります。

初期対応が組織的にきちんと取り組んでいくか、いけているか。担任の先生、あるいは管理職の先生一人が負っているという状況の中で、そのようなケースはままあります。組織的に対応できているかという

ことが、また課題になろうかと思えます。私、冒頭に本人、保護者の訴えが多いですという話をさせていただきました。ここ半年そらの話ですが、数件、やはりいじめということで保護者の訴えが出ております。どうも様子を見てみると、相当強硬にといえますか、学校の対応がおかしいではないかとの訴え、うちの子はいじめられている、学校はそれをどう認識しているのかという強い訴えが相当出てきています。考えますと、その親御さんの言動というの、相当常軌を逸したところもあるなという感じは受けております。そのことを繰り返されると、あっという間に今度は代理人を立てるという行為が多くなってきているのです。ほとんどは弁護士さんが親御さんについて、学校とのやり取りと。これはものすごく細かに、また短期に結論を出すような要請が立て続けにくるということで、学校サイドも相当丁寧には対応をしているものの、先生方の疲弊につながっているという現実問題があります。そこではやはりこちらも法律の専門家を立てざるを得ない。そのような関係になってきますと、子供同士の関係が修復不可能になってくるような状況もまま見られるということと同時に、そのような家庭が、子供のいじめがあると訴えてきた親御さんは、子供を学校に行かせないという行為に出るのです。

ここ2件がそうなのですけれども、子供さんは別に学校に行きたくないわけではないので、親から逃げ出して警察に保護をされ、児童相談所に保護をされ、一時保護されるというような状況が出てきている。ここ2件、先月、先々月にごぞいました。となると、いじめそのものが現状としてあるのか、これも定かではないのですが、調査をしているのですが、親子関係の問題がいろいろな。DV、ネグレクトといろいろあるかと思えますが、そのようなことも想像させるような親子関係の問題が、子供が学校に行った時の一つのいじめの見え方につながっているというケースもあるように見受けられる。これは、断定はできませんけれども、そこも根源的な問題としてあるのではないかと捉えています。ということになると、少し根深い問題だという感想でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。実務への関わりが大変多い御報告をいただきました。

続きまして、東村山市教育委員会教育長、森委員、よろしく申し上げます。

【森委員】

東村山市教育長でございます。私は都市教育長会、多摩地区の教育長会の代表ということで今日、出席させて頂いております。幸い、今、お話があったように弁護士さんがやってくるというような事例は、今のところ本市ではありません。本市は小学校15校、中学校7校の合計22校ということで、校長会等とおして、各学校に指導しているというものでございます。他の地区とそう変わらないとは思いますが、本市はどのような形でやっているかということでお話をさせていただきたいと思えます。

もちろん、国の定めたいじめ防止対策推進法に基づきまして、本市としても、東村山市のいじめ防止等のための基本的な方針ということを策定しております。

いじめの実態把握につきましては、文部科学省が実施する、児童・生徒の問題行動と不登校等生徒指導上の課題に関する調査、あるいは東京都教育委員会が実施する調査。そのようなものの他に本市独自で東村山市のいじめ実態調査ということで、年3回実施をしております。全ての児童・生徒に対してアンケート調査を行っているということです。また、毎月の生活指導主任会におきましては、いじめの実態に関する月例報告ということを徹底させていただいております。さらに理由が明確でない欠席につきましては、本市教育委員会の策定いたしました、不登校未然防止、また早期発見・早期対応マニュアルを活用しまして、いじめの有無につきましても対応しているというところでございます。なぜこのようなものを作ったのかと言いますと、当初から講習会等を通して、教育委員会から指導をしていっても、学校によって対応にかなりずれが生じてきていたのです。いくら言っても直らない部分があつて、それが原因で、大きな問題にはなりませんでしたが、ある程度の尾を引くような問題に発展してしまったということもあるものですから、教育委員会としても一つの線をはっきりと打ち出して、そのマニュアルを職員室に貼っておきなさいと。それを発見した場合には、それを見て、そのとおり対応するのだということで指導をしたところでございます。

それから、調査によって把握いたしたいじめの実態、あるいは相談状況などの情報に基づきまして、学校が面接や具体的な指導、更には家庭への連絡を行いまして、いじめの未然防止と問題の早期発見、早期解決ができるように、各学校に指導助言をしているところでございます。また先ほどもございましたけれども、各学校ではいじめ対策委員会ですとか、学校サポートチーム等を活用しまして、スクールカウ

セラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、外部関係機関との連携を図りながら進めているところでございます。

その他、本市教育委員会といたしましては、学校の生活指導連絡協議会ですとか、いじめ問題調査委員会を設置いたしまして、具体的な事例を基に対策について協議するとともに、外部の関係機関との効果的な連携の在り方について協議して、各学校への指導、助言に生かしているところでございます。学校生活指導連絡協議会は、いじめ問題に対する適宜性のある対処をすることが最優先であると考え、技術的に機能する組織として、構成メンバーがすぐに集まって協議する組織として設置しております。本連絡協議会は、条例による設置が求められている、いじめ対策連絡協議会と同様の機能を有している組織となっております。年2回実施して、具体的ないじめに関する諸問題について協議をしていっております。それから、平成30年4月に開催いたしました本連絡会では、東村山市のいじめ防止に関する基本的な方針について、また東村山市のいじめ実態調査における、いじめ発生の原因や解決の状況等を分析して、いじめの未然防止、早期発見に向けて協議をしたというところでございます。

その他、できるだけ早期発見、早期対応ができるようにということで進めているところでございます。インターネット上のトラブル等に対応するためにも、関係諸機関といろいろ連携を図っているところでございます。やはり、課題といたしまして、先ほども少し出ていましたけれども、インターネットが絡んだいじめというのは、非常に奥に潜んでしまうと言いますか、表面に出にくい状況があります。学校で解決したと思っても、この間、多摩地区でもそのような件がニュースとかで流れておりましたけれども、終わったと思えば安心してしまえば、その後も続いていたということもあります。その辺が把握できないというのが、大きな課題かと思っております。あと、いくつかございますけれども、あまり長くなってもいけませんので、この辺にしておきたいと思っております。

課題といたしまして、やはり先ほどの例でありましたように、まだ対応中ですという学校が、市内全体を見渡しても1割前後あるということですね。先ほども少し言いましたけれども、学校によって対応の仕方に温度差があるということで、なかなか徹底した指導ができないということがあるかを感じているところでございます。

【森田会長】

ありがとうございます。教育委員会におかれましても、いろいろな対策によって、それぞれの学校を支援して頂いているということがよく分かりました。御質問、御意見はございますか。少し時間が押してきておりますので、ないようでしたら次のグループへ行かせていただきます。

今、問題の解決のためには、先ほどからも御意見が出ておりますが、保護者の方々の御協力はなくてはならない、欠かせないものでございます。保護者の立場から、例えばPTAの組織として、どのように学校の取組を支えて頂いているのか、あるいはどのような課題があるのか、忌憚のない御意見を是非ともいただきたいと思っております。

まず、最初、小学校PTA協議会会長代理の吉田様、よろしく申し上げます。

【吉田委員代理】

皆様、こんにちは。一般社団法人東京都小学校PTA協議会の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。また、日頃から児童を熱心に、心から温かく支えていただきまして、本当にありがとうございます。改めてお礼を申し上げたいと思っております。さて、今回、いじめ問題対策ということで、私たちが担っている役割であるとか、私たちの事例を御紹介したいと思っております。基本的に私たちの役割というのは何かということ、少し定義をしてみたいと思っております。まず、一つ目は、いじめ問題対策における、我々保護者の役割を知ることです。二つ目としては、それを知った上で、責任をもって家庭で子供を守り、育てるところが私たちの役割であると私は感じております。

この二つを実践するために日頃何をしているのかというところですが、お手元に資料を配布させていただきました。緑色のお題目で『PTA東京』という新聞を3部ほどお配りいたしました。これは、私たちが毎期、2号ずつ発刊している新聞でございます。ここに記載があるようなことを行動しているわけです。

例えば26-1号、「学校と家庭が役割を持って」という見出しで、座談会を実施したという報告がございます。これは東京都公立小学校長会と私たち、東京都小学校PTA協議会が、いじめ問題に対してどのようにお互い役割を担っていこうかという座談会を実施したものです。

これは本来、いじめの問題というのはどこが主体なのかと考えた時に、やはり教育の根幹というのは家

庭にあるのだろうと私は信じています。本当は我々が主体にならなければならないところに、学校にお世話になってしまっている、おんぶに抱っこをしてしまっているというところが、私は非常に心苦しく思っております。学校の現場で先生たちがいかに忙しい毎日を過ごしていらっしゃるかというのは、PTAをやっている人間にとっては本当に息が詰まるほど苦しい思いで拝見をしている次第です。朝早くから夜遅くまで、職員室の電気がずっとついてような状態。土日に行っても必ず先生がいらっしゃる。このような教育現場を私たちもよく見ておりますので、このようなところに加えて、今日はいじめ対策第2次ということで、どこまでやったらいいのだろうというような内容の濃い取組をさせていただいていることに対しては本当に感謝をしております。そこで私たちが何をしなければならないかというところが、多分、一番の課題なのだろうと思っています。そのために我々は次に28-2と30-1と右上に書いてある、二つの資料の中面にあります。実は毎年、私たちは意識調査と実態調査を行っています。これは東京都の全小学校に対しまして、アンケートを配布いたします。だいたい回答数としましては1,500~2,000の間くらいの回答数があります。ですから、かなり信憑性の高いアンケートだろうと思っています。そこで小学校の児童・生徒の問題行動でしたり、PTA活動について、ということをごらんからお寄せいただいています。

これが特徴的なのは、私たち保護者だけではありません。先生からも回答を頂いています。先生からがだいたいいつも500~700ぐらい。保護者からはだいたい1,200~1,500の間くらいの回答を頂戴しております。相当中身の濃いデータになっていると自負しております。それが毎年、各新聞社さんから必ず問合せがありまして、この内容を教えてほしいということで、非常に興味深く見守っていただいているところがございます。このようなことを続けながら、我々ができることは一体何だろうということを探めていく毎日でございます。これからも熱心で暖かく見守っていただいている関係機関の皆様方の御恩に報いるためにも、私たちに一体何ができるのかということを考えながら、活動してまいりたいと思います。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都公立中学校PTA協議会副会長、浅見委員、お願いします。

【浅見委員】

浅見でございます。まず当会は研修等をいろいろ重ねて、保護者に今の問題とかを周知していることと、先ほど話が出たように、先生との関係性が少し濃いかないという各市区町村があるという話がありました。

そこで何があったかということ、要は学校に信用がないということで、学校を飛び越えていじめた御家庭に乗り込んでしまうという過激な事例があって、先ほど、まだ弁護士さんが入る、私としてはいいかなと思うのですが、直接やっちゃって、先生が間に入れないという状態が実はありました。そのようなところで、そうなる学校もPTAも入れないという現状です。あと、いじめと判断しにくい、言葉の暴力です。先生が間接的に加担してしまったパターンなどが理由なのかというところがありました。あと、若い先生が生徒、中学生と友達感覚で、あだ名で呼んでしまうところがあって、昔の威厳のある教師像が欠けていると言いますか、なかなか見受けられないと。

あと、先ほどのDVDを拝見させてもらいましたけれども、一人の大人に言うのも大変なのに三人の大人に言えと。これは少しハードルが高いのかなと。歌とかは非常にいいのですけれども構成的に、例えばタレントさんを起用するだとか、そのようなところにお金や力をかけていただけると子供の目も向くのかなと。プラスアルファ、保護者にも興味、理解を得られるのかなということで、もう少し御検討を頂けるとよろしいかと思えます。

一応、私も中学生の保護者としての意見をお話させていただきましたので、失礼がありましたと思いますが、よろしくをお願いします。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都公立高等学校PTA連合会会長の池本委員、よろしくをお願いします。

【池本委員】

では、連合会から3点、今、行っている事例を御紹介し、課題を1点お話したいと思います。

まず1点目ですが、スクールカウンセラーについてです。アンケートを各PTA会長に取りましたとこ

ろ、32%の学校で不足しているというデータが上がってきました。これに関しては、生徒ヒアリングという形で陳情書を作り、スクールカウンセラーの拡充をお願いしたいというのを、この春に行いました。続いて2点目、保護者向け研修会についてです。先ほどの追加資料をお配りしましたが、こちらの黄色のペラ1枚です。これは東京都教育委員会主催の研修です。教育委員会からの委託事業として、平成30年度に、東京都高等学校PTA連合会リーダー研修会という形で、対象は都民の方とし、「共生社会の中で多様性を尊重する生き方とは」というテーマの下でいろいろとお話をいただきました。その中でもやはりいじめに関しては、保護者の方からは、知らなかった、このようなことがいじめの原点になっているのだ、ということで、高校だけではなく、各校種、幼稚園、小学校、中学校のPTA関係者がいらっしやり、是非これは低学年からしたいと、非常に好評を得た研修をし、これで啓発活動を保護者向けには行っております。3点目は各機関との連携をテーマとして、昨年度は青少年・治安対策本部さんと連携し、研修会を行っていただきました。JK問題です。その中でもいじめの話も含めて、DVDなどをお配りし、保護者向けに情報提供しました。今年度に関しましては、東京都教育相談センター様から資料を頂いたり、又はホームページにいじめ相談ホットラインという情報を頂いたりしました。先ほどお話をした、スクールカウンセラーがかなり日程的に詰まっておりますので、そのような時にはこちらの教育相談センターにいろいろと御相談をすればよろしいですよ、という情報を提供しております。

課題としましては、東京都内全域に都立高校がございますので、年3回、全都会長会という形で、各PTAの会長さん、副会長さんが集まり、7月、10月、2月に行います。ただ、やはり土曜日開催ですので、場合によっては学校のPTA行事などに重なってしまい、全てが全て出られないケースがございます。一応、年3回、前年3月には事前通知し、カレンダーを組むように依頼をしているのですが、出席率の目標8割を死守したいと考えているのですが、なかなか半分近くまで出席率が落ちてしまっているところが現状でございます。この辺りは今後、土曜日だけではなく平日夜に開催なども含めて、出やすい日程を調整して、今、検討をしている段階だと私たち役員会では決めています。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都特別支援学校PTA連合会会長、長田委員、よろしく申し上げます。

【長田委員】

東京都特別支援学校PTA連合会の長田です。いつも大変お世話になっております。この連合会は盲学校、ろう学校、肢体不自由特別支援学校、知的障害特別支援学校及び病弱特別支援学校の5種類の学校のPTAの連合会で成立し、学校数は全部で66校になります。まずはそれぞれの連合会の会長さんからの報告などを御紹介いたします。まず盲学校では、いじめらしいいじめはほぼ見られないと、先生方の目が届いていますということでした。次にろう学校ですが、ろう学校では一時LINEから仲間外れになり、いじめのようなことがあった。今は先生方の指導によりなくなっていますということでした。それともう一点、生徒全員がクラブ活動に参加していて、それでいじめがない理由の一つかという報告がありました。

次に病弱校ですけれども、病弱の学校の子供たちは病気のために休みがちになり、いじめの対象になりやすい。内部疾患は外から判断がなかなかつかないもので、誤解の原因にもなっています。病弱の特別支援学校に入って、病気の治療と学習を利用して落ち着いてくると、地域の学校に戻るようになるのですが、戻ることにより、いじめの対象になってしまうということもあるそうです。地域の学校の先生が、病気についての理解が浅かったりしますと、対象のお子さんにトラブルが発生した場合には、家に帰してしまうという対応になっていることもあるそうで、それは何の解決にもならない。トラブルになった原因を考えてほしい。お互いの学校、特別支援学校と地域の学校の先生方の連携の強化と、コーディネーターさんのサポートが必要だという意見がありました。それと肢体不自由と知的障害の学校、私の学校がそうですけれども、こちらとしましては、自殺に至るようないじめはないと思います。ただ、意図せずに加害者になってしまうことが考えられます。一方ではふざけて遊んでいるのですが、相手にとってはそれがいじめと言うかもしれない。あるいは教員の言動が児童・生徒にとってはいじめのようなことになっている、それもよく分からない。いじめを受けている児童・生徒からの発信の情報とか、表現がつかめないと、いじめなしと判断していることがあるかもしれない。その対応としまして、ICT機器を活用して、子供たちの思いをしっかりとつかむことが望ましいと考えています。現状をまず、つかんでほしいと。

最後に、学校の中にいじめがなくて平和なのは好ましいのですが、卒業後のことを考えますと、いじめ

に対するそれぞれの対策のようなものを在校時に身に付けておいたほうが良いと思います。厳しい現実が学校よりも外にあります。現状をつかんで、その対応がどのくらいできているのかというのを数値目標にできると良いと思います。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。PTAからのお立場の発言につきまして、御意見、御質問はございますか。よろしいですか。学校とPTAの関係は大変重要でございます。今後とも引き続き、御支援、御協力をお願いしたいと思いますし、一緒に作業をしていただきながら、子供たちのために御協力をよろしく願います。それでは続きまして、学校、教育委員会、保護者だけではなく、いろいろな団体がございます。これは協議の2点目に入らせていただきますが、本協議会の目的に照らしますと、いじめ問題の解決に向けた関係機関や団体との連携の強化というのが大変重要な事項になっております。

いじめ防止対策推進法の施行から5年余りが経過した現在においても、御自身の団体と、それから学校、都が連携して行っている具体的な例や課題。あるいはその課題を解決するための改善策などについて、これから協議を行ってまいりたいと思っています。

本日はまず、弁護士会、臨床心理士会、保護司会連合会、民生児童委員連合会の代表の方々が委員としてご参加頂いておりますので、お話しいただきたいと思っております。

まず、最初、第二東京弁護士会弁護士の平尾委員、よろしく願います。

【平尾委員】

第二東京弁護士会の平尾でございます。弁護士会が行っている、いじめに関する活動といたしまして、まず1点、いじめ予防授業というのを行っております。学校に出向いて授業をさせていただくということで、弁護士の出前授業と呼んでおりますが、その中で実際にあった事例、あるいは自分が担当する事例などを中心に、人権と絡めていじめの実態を伝え、そしていじめは絶対に許されないのだという話をしております。従来、学校と弁護士というのは往々にして対立することが多かったのですが、いじめ予防授業を行うという面では、非常に協力をさせていただいて、それがまた広がってきて、現在、全国で75%の弁護士会でいじめ予防授業を実施、または実施を計画しているというところまで広がってきております。それがまず第1点。

それから先ほど、千代田区の教育委員会の坂田委員から、弁護士の話が出ておりましたけれども、いじめ問題の解決に学校との交渉で弁護士が関わることも少なくありません。昨今、いじめ防止対策推進法を施行されてから、増えてきているかと思っております。いじめ防止対策推進法施行の前後から、大津事件の辺りから、世間としてはいじめに対して非常に厳しい目が向けられるようになったということで、第何回目かのいじめ注目期と思っております。まず、その影響の中で、いじめに対する目が非常に厳しくなっている。例えば、我が子がいじめられているとなると、学校に対して非常に強く抗議をする保護者の方が増えておられると感じています。先ほどPTAの皆さんが、学校とPTA、保護者の協力ということいろいろ努力されているということをお聞きしましたけれども、中にはやはりいろいろな保護者の方がいらっしゃいます。まして、そのような保護者の方が学校に対してどんどんと強く、感情的になっていく時に弁護士が入った時に、どのような弁護士が入るかにより、この問題の気質が大きく変わっていくことになります。保護者の感情のままに、それをあおるように弁護士もファイティングポーズをとったまま学校に交渉に行ったのでは、絶対にうまくいかないと思っております。弁護士が学校交渉で果たす役割というのは、あくまでも家庭と学校というのはいじめ問題を解決して、子供一人を救うための共同作業である。そのために、もし保護者が行き過ぎた感情をもっているのであれば、それは説得に回る必要もあるだろうと思っております。ですから、依頼者の言うとおりに動くのではなく、依頼者が感情的になり過ぎているのであれば、それを説得するというのも、学校交渉を行う弁護士の大切な役割の一つかと思っております。

第二東京弁護士会では学校交渉をやっている弁護士が中心になりまして、学校交渉はこうあるべきという、お芝居ですがDVDを作成しております。それをもって、全国の弁護士会に、学校交渉はこうあるべき、感情的になるのではなく、家庭と学校が協力し合えるような関係作りが必要だというようなことを訴えるDVDを作成し、研修用にすることを考えているところです。そのような意味では弁護士の考え方も、学校交渉を行う立場の弁護士の啓発、啓蒙というところと上から目線のようにあまりいい言葉ではないかもしれませんが、そのような弁護士を増やしていかなければ、うまく回らなくなるのではないかと考えているところです。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、東京臨床心理士会副会長、石川委員、お願いします。

【石川委員】

はい、東京臨床心理士会、石川でございます。スクールカウンセラーとして臨床心理士が出ておりますので、平素より大変お世話になっております。御挨拶ですけれども、今まで一般社団法人臨床心理士会ということで、約30年、活動してまいりました。御存知のように心理職の国家資格である、公認心理師というのが今年、第1回の試験が行われまして、実は今日が発表の日です。北海道のことがございましたので、もう一回、年間に試験があるものですから、いろいろな意味での手続きは年度いっぱいとなると思います。そのような意味で、これまで臨床心理士が東京都のスクールカウンセラーとしてたくさん雇っていただいて、お世話になってきましたけれども、今後は公認心理師が一番目の選考になると思います。

私ども、臨床心理士会としましては、東京公認心理師協会となることを、理事会、代議員会で変更を決議しておりますので、手続きが済み次第、公認心理師協会として動いていきたいと思っております。

そのような意味ではこれからも変わりなく、もちろん、臨床心理士の資格がなくなるわけではないので、臨床心理士プラス公認心理師というダブル資格を持った人間がスクールカウンセラーとして東京都でお世話になると思っておりますので、名前が変わりましても、よろしくお願ひしたいと思っております。

スクールカウンセラーですけれども、東京都の場合は平成25年度から小中高、全校配置ということで、全国的に見ても大変手厚い配置となっております。そして、更にいじめ対策等もございまして、28年から高等学校には全日制の部分と定時制にも一人ずつ配置をするということで、年間38回、1回は7時間45分ということで、全国的に見れば厚い配置です。けれども、先ほど高等学校のPTAの方からもございましたように、高等学校は1学年、例えば300人おられると。そうすると全体では900人、1,000人おられる学校で、全日に一人のスクールカウンセラーということであれば、全員面接をするにいたしましても、もちろん1学年200人以上の時には少し加配はできるようになっているのですけれども、全体で見るとやはりいろいろな相談等がどこまでカバーできているのであろうと自覚をしています。

いじめ防止対策ですけれども、平成26年から法律ができた後、直後から東京都の教育委員会では、小学校5年生、中学1年、高等学校1年生にはスクールカウンセラーが全員面接をするのだということやってまいりました。しかし、ニーズが多いところは、どうしてもグループ面接ということになりますし、グループで気になった人は個別とするわけですけれども、これを日頃の活動にどのようにつなげていくかというところが、全員面接はやればよいというものではないですから、そのことだと思います。

私たちがスクールカウンセラー側の調査ですけれども、いろいろアンケートなどを取りながら、実際全員面接が個別案件につながったのはどのくらいあるだろうか、とか、あるいは学校が年間に取り入れている、先ほども出ましたけれども、例えば道徳授業であるとか、子供たちといろいろなソーシャルスキルをボトムアップするような取組にどのくらい関わっているだろうか。私ども側の調査ですけれども、そのようなこともさせていただいております。そうしますと、もちろん学校事情によるわけですけれども、全員面接から3分の1くらいは個別の案件につながったとか、あるいは年間のそのような学校の取組に3分の1くらいは関わらせていただいていると。その中にはアンガーマネジメントとか、SSTトレーニングとか、いろいろなことがありましたけれども、そのようになっております。

もちろん、関わっているからいいとか、悪いという問題ではないと思うのですけれども、私どもも週1回という中で、なかなか時間が足りず、学校の年間行事と合わないところがあるかと思うのですけれども、先ほどのSOSの出し方に関する教育にしても、いろいろな取組に関して、是非これからも精一杯御協力して、いい形でそのようなものが根付き、発展していくことに御協力したいと思っております。

カウンセラーとしてですけれども、スクールカウンセラーとして学校に入らせていただいておりますので、未然防止であるとか学校教育相談の体制の充実ということに貢献していくということが非常に大事だと思っております。スクールカウンセラーにより、力の格差があるというお声も耳にしますけれども、是非忌憚のない御意見を頂きながら、私どもは学校で精一杯頑張っていきたいと思っております。そのような意味で、例えば全員面接に関しましては、私ども、臨床心理士会で「東京都公立学校における全員面接、スクールカウンセラーの視線から」ということでマニュアルといいますか、運用上の工夫を盛り込んだ冊子を、30ページ程度のものですけれども今年を作りまして、スクールカウンセラーに全員配ったこととさせていただきます。

いろいろな意味で客観性があるのかどうかというところがありますけれども、そのようにしながらお互いに研修をし、何しろ東京都で1,417名のスクールカウンセラーを雇っていただいていますので、非常に規模も多くございます。しかし、学校に行くのは一人ですので、東京都から一人、あるいは区市町村で雇ってくださっている方もおられるから、そこがダブることもあるかと思うのですが、そのような意味では一人一人がスクールカウンセラーの代表としてきちんとして、貢献ができるようにということで、お互いに研修をしているところでございます。あともう一つだけ。やはり先ほど出ましたけれども、救済の部分と中長期的にその子たちを支援していくところが大事だということがございまして、私どもも心理職として、本当にそう思っています。ですから、いろいろ自体が解決した後に加害側、被害を受けた側にも少し中長期的な支援というか、関わりが必要だと思いますので、そここのところは先生方と連携をとりながら、細く長くでも支援をしながら、いい形で子供たちが卒業していくように貢献していきたいと思います。もう一点、各学校にある、いじめ防止の委員会にどのくらい出席をできるかという問題は、各学校での調整がありますので、いろいろと御苦勞があるわけです。けれども、いろいろな形で活用していただいて、情報連携だけでなく、行動連携ができるようにということで、是非お声掛けいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして東京都保護司会連合会会長の永見委員、よろしく申し上げます。

【永見委員】

東京都保護司会連合会の会長の永見です。保護司といじめとどのような関係があるかと思われる方が大勢いらっしゃるかと思います。保護司というのは、そもそもはいろいろな犯罪とか非行化した少年、成人の保護観察事件を担当する。それからその立ち直りを支えるというのが一つ大きな仕事です。本来の仕事と言ってもいいと思いますが、もう一つ、重要な活動として犯罪予防活動を行っております。その具体的な形として、社会を明るくする運動というのが、全国的に7月を中心に行われております。この犯罪予防活動、社会を明るくする運動、そのサブテーマとしては、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力ということで行っております。この活動の中で、様々なものがあるわけですが、私の地元は中野区ですが、中野区では10の分区がありまして、それぞれでいろいろな形の活動を行っております。最も保護司らしいのは、警視庁の少年センターの方の、少年非行の現状というようなテーマで話を伺います。少年の犯罪の件数は少し減少傾向ですが、振り込め詐欺など、そのような形で増えているところがありました。

とある活動の中で、特にいじめとの関係で特徴的なところに、昭和・東中野分区の活動というのがあります。これは平成28年から3年連続していじめ問題を取り上げて、学校の先生方、地域の方、学校の生徒さんを交えての懇談会と言いましょか、考える会を行ってきております。平成28年の時は、第三中学校の1年生の生徒さんを対象にしました。本当に古い事例ですが、昭和61年に中野富士見中のいじめにより、自殺した生徒さんの問題がありました。私は当時もすでに保護司でしたけれども、加害者となった少年たち、暴力行為や万引き、違反行為などで保護観察処分を受けました。その少年を私は三人ほど担当した経験がありますけれども、そのような事例をお話ししました。その後、その三中の地域のお母さん方が、劇団というのはプロではありませんけれどもグループを作っておりまして、ロールプレイを子供たちに分かりやすく演じてくれたのです。ジャイアン、のび太、スネ夫、しずかちゃん。ジャイアンが加害者でのび太が被害者、スネ夫としずかちゃんが観衆と言いましょか傍観者。そのような役割分担で、いろいろなドラマ仕立てにしまして、それを1年生の子供たちが、グループに分かれて、どのように感じたかというのを話し合ってもらったりしました。でもその時に校長先生から言われたのは、昔のいじめの形と今は全然違います。今は昔みたくに見える形の暴力行為などはありません。インターネットと言いましょか、そのようなものの中で、見えない形で行われているのが主だし、問題ですというお話も伺いました。引き続いて平成29年は、小学校の5学年の児童を対象にした、いじめ問題を考えるという会を開催しております。

今年、平成30年には、先ほど平尾先生のお話にも出てきたことかと思いましたが、東京弁護士会の先生だったと思いますが、橋詰先生の出前授業、いじめ予防授業というのを中野東中学校の生徒にしていただいて、その後、その劇を見て、いろいろな話合いをしたということがあります。

ですから、このような社会を明るくする運動の中で、学校と保護者の間の距離を縮めるような形で、私たち保護司も、その地域で活動をしているという事例になるかと思います。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、東京都民生児童委員連合会、常務委員の下田委員、よろしくお願ひします。

【下田委員】

私は東京都民生児童委員連合会の常務委員をしております下田と申します。いつも皆様に大変お世話になっております。学校との連携とか、いじめ予防について、民生委員がどのような活動をしているかについて、少しお話をさせていただきたいと思ひます。

東京都には23区の他に市町村部と島しょ部まで含めて、54の民生児童委員協議会がございます。1万人の民生児童委員がおりまして、そのうちの700人ぐらいが主任児童委員といいまして、子供たちのことを専門に携わる委員になっております。先生方との関係が一番強いのは、多分、主任児童委員であると思ひております。全ての協議会では、1年に1回、四者協というものをを行います。これは地域連絡協議会ですけれども、その四者は児童相談所と学校など教育機関、子供家庭支援センターと児童委員、私どもでございます。各地区で、その時の重要な課題をテーマと決めまして、情報共有をしたり、協議したりしています。文京区でも昨日、「中学生の現状を知る」というテーマで、中学の校長先生、副校長先生始め、生活指導主任の先生方にもおいでいただきまして、みんなで協議をいたしました。中学生の実態について、昨日は驚くようなことをいろいろと教えていただきましたし、大変御苦勞をされているということも伺ってまいりました。全ての民生委員は児童委員を兼務していますから、そのような行事の時だけではなく、日頃から公立小中学校や幼稚園、保育園、児童館など、子供がいる機関ととても親しくさせていただいております。主任児童委員を中心にしておりますけれども、学校運営協議会の委員や学校評価委員、コミュニティスクールの運営委員などに委嘱をされている者も大勢いると思ひております。

そのようにして学校と顔の見える関係を築いていますから、児童生徒の個別相談をよく受けますし、個別相談というのは私どもの仕事の一つであると考えております。でも、最近はシステムがいろいろと整備されてきましたので、学校から直接専門機関に相談をすることが多くなりましたから、私たちがつなぎ役としての役割を果たすこともなく、直接相談されることも多い。それはとても良いことだと思ひております。特にいじめの相談事例はそれほど多くはありません。ただ、不登校事例のうち、いじめが原因であるとあまり確定できるものではないと思ひますけれども、いじめが少し関わっているということに対しては重大事例として、いじめ問題対策サポートチームを作るということが義務になっているようです。そのメンバーとして主任児童委員が協力しているところもあるようですが、文京区では今のところ、そのような事例は聞いておりません。民生児童委員がいじめに対して発見とか予防につながる活動はどのようなことをしているかをお話したいと思ひます。最初は登下校の時間に通学路に立っている。大変ささやかな活動ではありますけれども、子供たちを見守っております。そこで子供の様子とか表情などから、悩みを抱えている子供とか、いつも遅刻をしている子供とか、少し話し掛けて何か甘えてくる子供とか、そのようなものを見つけることにより、早期発見になっているのではないかと考えております。

学校から個別相談を受けて、固有名詞をもってこの子を見てくださいという時にも、不登校気味の子供とかいじめを受けている子供。親の生活時間が不規則で、いつも遅刻気味の子供を先生方が指名してくださいますと、その子供を見守るために、登下校の見守りをするのもいいと思ひます。

通学路が昔のように安全ではない、事件が起こりやすい時間帯ということがありますけれども、地域には見守ってくれる人がいるとか、先ほどのSOSのDVDのように、相談する人がこのような身近なところにいてくれるのだということが分かるというメリットにもなると思ひて、私たち自身のPR活動とも思ひて、そこに立ち続けていると考えております。それから、先ほども中学生のところで居場所がないという話がありましたけれども、子供の居場所ということを考えまして、子供の貧困ということとも絡んでいきますけれども、子供の学習支援の場を作っております。それは私たちだけで作れるものではないものですから、社会福祉協議会などと連携をして、子供の学習、学習塾に行かれない貧困の家庭を見守って、支援しています。

さらに子供食堂と言ひまして、食事を出して食べる場所を提供しております。それは貧困の子供に限らず、両親が働いて居場所がない、家庭が複雑で居場所がないという子供たちに向かって、子供食堂に

集まっていらいっしやいという声掛けをしています。そのようなところでは、中学生の本当の姿が見える時があります。とてもさみしい子供たちとか、どうしてもネットにつながってしまうような子供たちも、大人のフォローにより、大変危険だとアドバイスができると思ってやっております。

いじめにつきましては、いじめられている子供を助けることは本当に何より急務でございます。が、加害の子供に対して、私たちは大変目に向けていきたいと思っております。生活環境の中で加害の子供というのも、何らかの暴力や暴言や虐待を受けていることも多いのだらうと思います。自然にそうなったわけではなく、何かの原因があると思いますから、それを支援していく必要があるのだらうと思います。

家庭の問題が多いと思いますから、家庭の問題となれば学校だけでは支援しきれませんので、地域から家庭に働き掛けたり、家庭で保護者の相談に乗ったり、保護者の生活支援まで必要な場合にはしていきたいと考え、実際にやっております。

先ほども学校と対立してしまう親御さんの話が出ましたけれども、やはり学校と対立する親御さんはときどきいますので、そのような時には誰かが仲立ちに入ってあげることにより、うまくまとまる時もありますので、それも私たち民生委員の役目だらうと思ってます。仲裁ではありませんが、世の中、このような考えもあるのです、このようなシステムになっているのですということをおアドバイスすることもでき、学校も困らないように、保護者もなだめながらやっていった事例もいくつもございます。

そのような事例を私たちは、たくさんあるわけではありませんけれども、民生児童委員連合会では毎年、活動事例集というものを発行しております。各小中学校にもお届けに行けることがあると思いますので、私たち民生委員が関わった事例を読んでいただきながら、地域には民生委員がいるということをお客様が覚えていくとされればよいと思います。

いじめが起こってしまった時、地域の支援が必要でしたならば、本当に包み隠さずに、どうぞ私たちにも。守秘義務がありますから、支援のネットワークの中に入れていただければ、支援できると思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

【森田会長】

ありがとうございます。各関係機関の皆様が学校のいじめ防止等の対策の推進のためにお力をいろいろと駆使していただいているということをお聞きすることができました。ありがとうございます。

また、その連携を学校と行うに当たって、現時点での課題とか、あるいは今後、更に効果的に取組を進めるに当たっての方策についてのお話をいただき、提言を頂きました。ただ今のお話を踏まえて、何か御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは続きまして、行政のお立場からどのように学校、家庭、地域の御支援を頂いているのか。実際に行っている取組、あるいは取組を推進する上での課題というのをお話していただきたいと思っておりますし、さらに今後、どのような方策で、子供のいじめ問題の解決に向けて連携を強化していくことが考えられるかについても、可能な範囲でお聞かせいただければありがたく存じます。

まず、最初、東京都青少年・治安対策本部総合対策部長、森山委員、お願いいたします。

【森山委員】

青少年・治安対策本部の森山です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは説明させていただきます。当本部でいじめの防止等に関連する、青少年健全育成に関わる事業をいろいろ行っていますが、今日は3事業について御説明させていただきます。パンフレットをお配りしています。それも併せて見ながら、御説明をさせていただきます。1点目としまして相談事業で、東京子供ネット・ケータイヘルプデスクを行っております。この事業はインターネットや携帯電話、スマートフォンなどによる悪口、誹謗、中傷等のいじめに関する相談窓口として、平成21年度から開始しております。昨年度はネットのいじめに関わる相談も含めまして、全体でだいたい900件の相談がございました。

相談内容が緊急性の高い案件、いじめの相談等につきましては、都の教育委員会とか関係機関に速やかに連絡して、早期解決に向けての関係機関との連携強化した取組を行っております。

今年はLINEによる試行相談も行ってみました。5月と8月にそれぞれ2週間しました。その結果ですけれども、電話、メールによる相談が、その期間、それぞれ2週間ずつ行ったのですが、130件でしたけれども、LINEは352件ということで、結構3倍近い数の相談がございました。やはり青少年、子供なりが疑問に思った時にすぐ聞いたり、判断に困った段階で気軽に相談していただけたのかと思います。

やはり未然に防ぐというところを考えますと、青少年の方が気軽に、早めに相談できる、より相談しや

すい環境を作っていきたいと考えております。今後もこのような取組を進めていきたいです。

2 番目としまして、青少年を様々な被害から守るために、学校におけるインターネットリテラシーの行動に根差す、ファミリールール講座を行っております。昨年度、青少年、保護者、教育職員の方を対象としまして、ルール作りの支援等を行う講座ですけれども、59 回行いました。それから出前講座、出前の交流会ですけれども、480 回行いました。生徒同士でルールを作る、自主ルールづくりの支援を 10 校で実施しております。今後とも、保護者の方への啓発や、学校と連携した法律的な、効果的な取組を進めていきたいと。さらに中学 1 年生に対しては、ネットの危機を知っているリーフレットとか、保護者の方に配っています、「家庭で見守るスマホの利用」もお配りしていますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後、3 点目としまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」について御説明します。

これは若者や御家族の方を対象として、人間関係や仕事のこと、孤独や不安、幅広い分野にわたって、若者の様々な悩みに関する相談を受けております。去年は 7 月から電話やメールに加えまして、来所相談を開始してございます。昨年、29 年度の相談件数は総件数が 7,000 件弱となっております。相談者の相談内容に応じまして、その関係機関につなぐことを行っておりますので、是非ともこちらも御紹介等いただければと思います。当本部としまして、関係機関の皆様との連携を一層強化して、いじめ防止を含めた、若者の健全育成に取り組んでいきたいと思っております。報告は以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、東京都生活文化局私学部長、金子委員、よろしく申し上げます。

【金子委員】

生活文化局私学部長の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、都内の私立学校ではいじめ防止対策推進法に基づきまして、全ての学校が学校いじめ防止基本方針の策定ですとか、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織、この設置も済ませているところでございます。また、各学校が主体となってスクールカウンセラーや教育相談者の配置ですとか、医療機関などの学校外の専門機関との連携、チューター制度の導入など、子供が相談できる環境作りも積極的に取り組んでいるところでございます。このような取組を支援するため、私どもといたしましては、スクールカウンセラーの配置に対する補助を行うとともに、保護者や学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提供、私学の各種団体との連携した研修で、事例の紹介などを行っているところでございます。

また、今年度実施した、29 年度の児童・生徒の問題行動・不登校等の調査では、いじめ件数は前年度と比較して、小学校では減少しているものの、中高では増加をしている。更に重大な事態に至るケースが、昨年度は 16 件だったということでございます。都内の私立学校の現場でも、難しい対応のものが増えておりますことから、今月の 9 日になりますけれども、文部科学省の児童生徒課長をお招きいたしまして、私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長先生や生活指導の先生を対象に、いじめ問題の対応について御説明いただくとともに、個別相談にも御対応いただいたところでございます。

このようにいじめの未然防止や早期解決に向けて、私どもといたしましても取り組んでいるところでございます。本協議会における議論や御意見を踏まえまして、今後とも、児童・生徒の支援に向けて、私立学校への助言に努めていきたいと存じております。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、東京都総務局人権部長、仁田山委員、お願いします。

【仁田山委員】

総務局人権部でございます。私どもはいじめ対策を人権課題の一つの課題と位置付けまして、取り組んでおります。人権問題といいましても、子供、女性、障害者、外国人など多岐にわたりますが、子供の人権という大きなカテゴリーを立てて、その中でもいじめは重大な人権侵害であることから、様々な意見を頂いて、啓発を行っているところでございます。したがって単独でというよりも、他の人権課題と合わせて啓発を行っているというところでございます。啓発につきましては私ども、平成 28 年に改正いたしましたけれども、東京都人権施策推進指針を作成しております。これに基づき、都も全庁一体で行っているところでございます。更に先の都議会の第 3 回定例会におきまして、東京都オリンピック憲章にうたわれる、人権尊重の理念の実績を目指す条例が成立いたしました。この条例は東京 2020 オリンピック、パラリンピック競技大会の開催を契機といたしまして、いかなる種類の差別も許されないという、オリ

ピック憲章にうたわれる理念が広く都民に浸透した都市を目指すべく作成されたものでございます。

人権部では、本条例を踏まえ、また先ほど言いました指針に基づき、子供の人権も含め、今日まで取り組んできた啓発を、より積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的な計画でございますが、これは12月1日に新聞の折り込みで配布いたします、12月1日号の『広報東京都』では、人権週間特集を巻頭で行っております。また本日、お手元にお配りしました、みんなの人権という挿絵がございますけれども、このようなところで子供の人権、いじめ問題、あるいは先ほどから話がありました、インターネットにおける人権侵害の解消を啓発し、社会全体で理解を含めていこうということを目指しております。また、啓発でも私ども、大型の啓発活動、イベントを行っております、12月8日、9日、東京の有楽町の東京国際フォーラムで「ヒューマンライツ・フェスタ東京2018」というイベントを開催いたします。今回で4回目ということになるのですが、お子様連れの家族に来てもらえるように、子供でも楽しめるアニメーションを上映したり、あるいは去年の例でございますが、子供の人気番組のキャラクターを呼んだり、様々な工夫をして、子供たちが楽しめる啓発に努めているところでございます。

これらのほかに、例えば若者に人気のあるJリーグ、それからプロ野球選手にお願いをして、映像の中に登場してもらい、いろいろなメッセージを配信していただき、それを試合会場の中で流すといった啓発を行っております。

また、私どもが行っている相談もでございます。これが一般的な人権相談のメニューでございますが、本日、ご出席頂いております、人事部長様など、東京都法務局の皆様方など連携をいたしまして、いろいろな相談をお受けし、必要に応じて適切な専門機関につないでおります。

本年10月からLGBT関係の相談窓口も新たに新設するなど、人権課題問題の相談対応を強化していくことでございます。先ほどお話をしました、みんなの人権の巻末にも相談機関のリストを載せております。機会を頂いて、このようなリストを都民の皆様様に周知していくことで、SOSを受けやすい窓口を広めていくという試みを地道に継続してまいります。その中でいじめ問題も対応できればと考えております。

私からは以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、東京都児童相談センター次長、西尾委員、お願いします。

【西尾委員】

東京都児童相談センターの西尾でございます。皆様方には日頃から児童相談所の業務に多大な御協力をいただきまして、ありがとうございます。私は都内の児童相談所を代表いたしまして、発言をさせていただきたいと思っております。私どもは御案内のとおり、子供関係に関する、あらゆる相談を受けておりますが、特にいじめということになりますと、当センターに子供の権利擁護専門相談事業という、電話相談をフリーダイヤルで設けております。この統計的なものを見ますと平成25年、いじめ問題で388件の相談を頂いておりますが、直近では29年度110件、28年度遡っても118件ということで、ちょうど25年、26年を機に、この辺の数字が低減しております。これはそれだけ、地域でのいじめの取組が進んできた表れなのかと思っております。

さて、私ども、児童相談所が受けている、相談援助業務の統計的なものですが、いじめ相談に特化したものとほとんどございませぬ。御案内のとおり、今、児童相談所は児童虐待の対応に追われているところでございます。統計的なものを見ても、29年度1万3,707件という、過去最高の虐待の相談件数にのぼっております。御案内のとおり、3月には目黒区で大変痛ましい事件が起きました。児童相談所では、この事件の結果を重く受け止めまして、年度途中で児童福祉司、児童心理司の増員を図っております。それから、年度明けにおきまして、増員を図っていただく予定でございます。

このようなことで体制強化をしておりますが、さて、いじめに戻りまして、統計的にはほぼ件数的には出てこないのですが、先ほど来、いじめの背後に家庭問題があるのではないかという御発言がございましたが、全くそのとおりだと思います。統計的なものでは出てきませんが、虐待といじめが複合的に表れているというのは多々あると思っております。例えばネグレクトを見ても、服装が乱れているとかにおいがあると、それがいじめにつながるとか、そのような場合もあるでしょうし、虐待を受けている子の中で発達障害のお子さんが多い。発達障害はなかなか人間関係を取り結ぶのが難しいという点で、いじめにつながるという面もございませぬ。そのようなことで私ども、虐待防止のネットワークで御案内のとおり、皆様に入

っていただいている、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止に取り組んでいるところですが、その中でいじめ問題が表れていた場合には、この問題も含めて、皆様方と連携を深め、解決に向けて努力をしていきたいと思っております。なので、いじめ問題も含めて要保護児童対策地域協議会の連携強化に努めていきたいと思っております。これが一つ。

あともう一点。先ほど来、いじめ問題は心に傷を負うという、そこは非常にデリケートな問題でございます。私ども、本当にそこは光を当てないといけないと思っているところで、児童相談所においても児童心理司が子供たちの話を聞いている中で、虐待はもとより、いじめの問題も耳にするということがございます。逆にスクールカウンセラーさんが子供たちの話の中から虐待を感じ取るということもございますので、心理職という専門的な職員さんの連携が、すごく重要ではないかと思っております。私どもも体制強化いたします。ですので、できればスクールカウンセラーさんも引き続き、人数の面も含めて、体制強化をしていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、警視庁少年育成課長代理の古郷様、よろしく申し上げます。

【古郷委員代理】

警視庁少年育成課少年非行対策官の古郷でございます。私からはいじめ問題に関連して、警視庁における取組について、3点、御説明させていただきます。

1点目はスクールサポーター制度であります。現在、都内97警察署のうち、95署に139名のスクールサポーターを配置しております。このスクールサポーターの任務というのは、少年非行防止の支援でありますとか、サポートチームの構成員として立ち直り支援活動を推進、いじめ事案等に対する学校への助言などを担っております。いじめ問題に的確に対応するためには、警察と学校の連携が何よりも重要であると考えているところであります。これまで当庁のスクールサポーターが学校に行きまして、校長先生、学校の先生等からいじめに関する相談を受けて、これを警察署に持ち帰り、少年係で事件化を図って解決に導いたという事例も数多くございます。昨年は小中高合わせまして、スクールサポーターが約3万9,000回学校に訪問しておりますので、今後も是非このスクールサポーターを活用していただきたいと考えております。

2点目は、児童・生徒の健全育成に関する、学校と警察の相互連絡制度でございます。この制度につきましては、児童・生徒の非行防止、被害防止、健全育成を目的としまして、平成16年から運用しているところでございます。公立高校については、全ての自治体とそれぞれ締結を結んでおります。国立学校及び私立学校につきましても、順次、それぞれの学校と締結を結んで、運用しているところでございます。

現在、警察が取り扱った少年のうち、犯罪少年として逮捕したものは、必ず連絡をさせていただいております。それ以外の事案であっても、学校において継続的な指導が必要だと認められるものについては、連絡をさせて頂いているところでございます。学校によってもいじめ問題を始め、非行、それから問題兆候等がありましたら、被害防止の観点から、是非警察と情報共有を図っていただきたいと思っております。

3点目ですが、少年相談の活用でございます。先ほどのDVDにもありましたが、少年相談につきましては、少年本人を始め、保護者、学校の先生から、当庁へ相談を頂いているところであります。昨年、1年間の少年相談のうち、受理件数が警視庁で4,586件、一昨年に比べて79件増えているところでございます。この中で、いじめがどれくらいあったのかというと77件でありまして、一昨年に比べて7件減っているところでございます。学職別見ますと、やはり多いのが小学校のいじめに関する相談が35件と、ほぼ半数を占めているところであります。また多くなっているのは、いじめをきっかけに不登校になった保護者からの相談というものが多くなっている状況が見受けられます。少年相談につきましては、各警察署でも受けておりますが、都内8か所がございます少年センターでは、臨床心理士が相談を受けております。また、これ以外にもヤング・テレフォン・コーナーを設けまして、24時間体制で警察官が相談を受けているところでございます。

是非、関係機関、いろいろな相談機関があると思っておりますけれども、事件関係に関わるようなこと、被害防止に関わることでありましたら、相談窓口の御紹介をしていただければと思います。

いじめ問題に的確に対応するためには、早期の情報共有が一番重要ではないかと思っております。事件が大きくなる、問題が大きくなる前にいろいろと相談をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京法務局人権擁護部長、中崎委員、お願いします。

【中崎委員】

東京法務局人権擁護部長の中崎と申します。法務省の人権擁護機関の取組を御紹介するに当たりまして、「いじめ」に関するパンフレットを御用意しましたので、このパンフレットを御覧いただきながら報告させていただきます。

法務省の人権擁護機関では、人権課題の一つとして、子供の人権に関する課題に取り組んでいます。まず、いじめに関する現状については、パンフレットの6ページにあるとおり、中学校1年生で大きく増加するという傾向があることが報告されているところです。東京法務局管内のいじめに関する人権侵犯事件は、平成29年は122件、いじめに関する相談は900件と、依然として高い水準にあります。最近のいじめは多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっているという実態も見られます。また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へとつながることも少なくないということから、人権の観点からも重視すべき課題となっております。

いじめをする子供や、いじめを見て見ぬふりをする子供が生じる背景には、子供を取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われまます。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要と考え、活動を行っているところです。

次に、当機関による子供の相談事業としては、パンフレットの裏面にありますとおり、子供の人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」、また、インターネットによる相談受付があります。このほか、パンフレットの16ページにありますとおり、都内の小中学校に在籍する児童・生徒へ「子どもの人権SOSミニレター」の配布を行っています。このミニレターの配布などを通じまして、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の実態把握と解消に向けて取り組んでおります。東京法務局管内では、平成29年度中に寄せられた、このミニレターは1,355通で、そのうち、「いじめ」に関する相談は472件となっております。ミニレターの内容により、緊急性の高いものは、学校にも情報提供し、学校での調査をお願いするなどしております。

その他、啓発活動の一環として、人権教室を実施しております。これは小中学校に人権擁護委員が訪問し、いじめ等を考える機会を作ることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することを目的として行っております。当機関としては、子供の人権を守るため、学校や関係機関の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いしまして、御報告とさせていただきます。

【森田会長】

ありがとうございます。行政としましても、万全の態勢でいじめ問題の解決を目指しているということがよく分かりました。これまで皆さん方から、いろいろと御意見を頂きました。本来はここでもう少し長く協議をさせていただきたいところですが、終了間近になってまいりました。私から随分時間を制限、制約しながら、もっとお話をさせていただきたいという思いも持ちながらも、皆さんの御協力を仰ぎました。ここで皆さんの熱心な御協議を踏まえまして、東京都教育庁指導部長から、都の教育委員会の取組も含めて、お話しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

【宇田会長職務代理者】

本日は委員の皆様から、それぞれの専門の立場からいろいろなご報告を頂きまして、ありがとうございました。私から都教育委員会として、特に重視をしている2点について、最後にお話しいたします。

まず1点目は、いかに子供たちが相談しやすい環境を作るかということです。調査によりますと、全くいじめられているのに誰にも相談しなかったという子供たちは3.1%です。3.1%は少ないと思われるかもしれませんが、実数でいきますと970名です。約1,000名の子供たちがいじめに苦しみながら、誰にも相談できなかったということです。いじめられている子供というのは、例えば自分が何か悪いことがあるのではないか、親に相談したら、親が心配するのではないか、いじめられていること自体が恥ずかしい、どうせ誰に相談しても何も変わらないという無力感があるのかもかもしれません。けれども、そのようなところでいかに相談できるのが大切であり、そのために今日、見ていただいたDVDを作ったわけです。けれども、DVDにもありましたし、中学校PTA協議会の浅見委員からもありましたけれども、子

供にとって、相談すること自体が非常にハードルが高い上、そこに三人の大人というのは、なかなか難しいかもしれません。

ですから、子供たちも相談をするというハードルを越えていくところがありますけれども、我々大人、特に学校関係者は、やはり子供たちから相談を受けやすいような、三人ではなくて一人、二人、子供の最初の相談者でも、相談してよかったというようなことをしていかなければならないのではないかと考えています。その一環として、今年の夏に2週間にわたって、都立高校生に対して相談の窓口を広げるためにSNS、いわゆるLINEを使って試行してみました。1日平均で22~23件の相談がありました。これは東京都教育相談センターで、電話相談は1日5~6件なのです。5~6件に対して22~23件というのは、子供たちにとって身近であるLINEの相談というのは、非常に効果があったという結果が出ています。けれども、いじめに関する相談はLINEによる相談は少なかったです。普段の教育相談センターに行く電話相談というのは、いじめで来る相談が多いのです。どのようなことかと言いますと、結局、いじめに苦しんでいる子供たちは切羽詰まっています。そこでやはりLINEではなくて生の声で相談したいのだというのがあります。でも、それはハードルが高いわけです。なかなか見ず知らずのところに電話をかけるのは大変なわけで。ですから、その意味においても、先ほどのものに戻ってしまいますけれども、SOSの出し方、我々が相談を受ける体制を整えていくことが大切だと、ますます実感したところです。

もう一点ですけれども、子供たち自身がいじめについて考えて行動できるようにするといったことを考えています。森田会長から、今、第2フェーズに来ていると。システムはある程度、できている。そのシステムに魂を込めないといけないというお話を頂きました。今、本当にある程度、システム的には大人たち、我々のシステムはできていると思います。あと、これに対して本当にそれを実際に動かしていくという、森田会長がおっしゃった、システムに魂を込めることと、もう一つ我々が重視したいのは、何と言っても子供たち自身が本当にいじめは駄目だと分かっているわけですが、「やめろよ。」という一言がなかなか出ないわけです。「やめろよ。」と言ったら自分がいじめられたりする。「なに格好付けてんだよ。」となってしまうかもしれない。そうしたら、なるべくいじめには目をつぶっていきたいというのがあるのかもしれない。一番効果的なのは、子供たちが子供たち自身で、子供たちのために自分たちで動く形だと思うのです。中学校の臼倉委員から今日、いじめを絶対に許さないという雰囲気醸成することが大切だというお話がありました。正にそうだと思うのです。

ただ、これが非常に難しいと思います。これさえできれば、子供たちが自分たちでいじめをさせない、許さないということができているから、本当にずっと減っていくと思うのですけれども、そこが難しいと思います。けれども、これは必ず何らかの形で大人たち、我々と一緒にやっていかなければならない。これがもしかしたら第3のフェーズになるのではないかと考えています。

いずれにしても、私どものこのような取組は、本日お集まりいただいている、それぞれの立場、専門的なお力を持っている皆様からの御指導、御鞭撻を今後とも大変必要といたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。これまでの協議内容について、あるいは一層の連携強化に向けてという点で、何か最後に御提言はございますか。よろしいですか。

本日の皆様方の話を伺いまして、今後の連携について私なりに考えてみますと、まずは法律で取組が義務付けられております、学校、それから教育委員会、保護者、PTA団体を学校づくりの一つの取組のコアとしますと、そこへいろいろな関係機関、団体等が連携して加わり、これらの御支援をいただきながら、全体として、より緊密な体制を、多面的かつ重層的に、なおかつ効果的なものにこれからも作り上げるように努めていく必要があるかと思っております。それは、今、宇田委員がおっしゃいましたように、いじめが起きにくい学校づくり。これは大変難しいことですが、これに加えて、大人と子供が主体的にいじめ防止に努める社会づくりというステージをもう一つ第3フェーズとして設定することが必要となってくることを意味していると思います。これに向けて、我々もそれぞれのいじめ防止体制をしっかりと固めていくとともに、一層の連携強化を引き続きお願いさせていただき、これで本日の会議を閉じさせていただきます。

本日は、多岐に亘って議論を深めていただき、ありがとうございました。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

会長、そして委員の皆様、貴重な御協議を賜り、誠にありがとうございます。時間が超過しております、大変申し訳ございません。

これを持ちまして、第3期東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を終了いたします。